

## シンガポール共和国

※ 嘱託の際は、事前に最高裁判所の国際司法共助事務の担当係にお問い合わせください。

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	<b>領事送達</b> (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		<b>管轄裁判所送達</b> (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準			
III 作成すべき文書等			
IV 費用			
V 期間			